

議第51号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項第4号中「1平方メートル（日よけ類及び看板にあつては、0.01平方メートル。以下この号において同じ。）」を「0.01平方メートル」に、「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「は、1平方メートルとみなす」を「を切り捨てて占用料を計算する」に改め、同条第2項中「同項」の右に「(第3号を除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1の年度における占用期間が30日以下であるときは、当該年度分の占用料の額は、1月分に相当する額とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(占用料の額の最低額)

第3条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額（以下「占用料の額の最低額」という。）は、別表に掲げる占用料の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項に規定する額の範囲内で占用料の額の最低額を別に定めることができる。

附則第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

540
310
31
3
2
310
190
620
260
2,200
620

を

500
290
29
3
2
290
180
590
250
2,200
590

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

86	13
120	19
180	28
250	37
370	56
490	75
860	130
1,200	190
2,000	300
1,100	170

を

86	12
120	18
180	26
250	35
370	53
490	70
860	120
1,200	180
2,000	280
1,200	180

に改め、同表法第32条第1項第3

号に掲げる施設の項中「620」を「590」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「6,000」を「6,200」に、「620」を「590」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「620」を「590」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「500」

を「470」に、

6,000	1,100
2,100	380
3,800	680

を

6,200	1,100
2,200	390
3,900	690

に改め、同表令第7

条第2号に掲げる工作物の項中「620」を「590」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「62」を「59」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設、同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設の項中「、同条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設」を削り、

上 空 に 設 け る も の		$A \times 0.017$	を に改め,
上 空 に 設 け る も の		$A \times 0.017$	
地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	$A \times 0.004$	
	階数が2のもの	$A \times 0.006$	
	階数が3以上のもの	$A \times 0.007$	

同表令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次の1項を加える。

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.011$
	上空に設けるもの		$A \times 0.017$
	その他のもの		$A \times 0.025$

別表備考5中「電柱及びその支柱類, 電話柱及びその支柱類」を「電柱及び電話柱 (それらの支柱類を含み, 周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は, この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用する。ただし, 占用期間が施行日前に始まり, 施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については, なお従前の例による。

(平成30年度前から継続して占有している物件に係る占有料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け、又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立している占有物件について、改正後の条例の規定により算定した平成30年度の占有料の額が、この条例による改正前の京都市道路占有料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占有料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占有物件に係る同年度以降の各年度の占有料の額を減額することができる。

提案理由

道路占有料の適正化を図る等の必要があるので提案する。